横浜市森林整備計画

自 令和 5 年 4 月 1 日 計画期間 至 令和 15 年 3 月 31 日

神奈川県横浜市

目 次

Ι	伐	採、	造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1 :	森林	整備の現状と課題
	2	森林	整備の基本方針
	3	森林	施業の合理化に関する基本方針
Π	森	林整	備の方法に関する事項
	第 1	森	林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)・・・・・・・3
		1	樹種別の立木の標準伐期齢
		2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法
		3	その他必要な事項
	第2	造	林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
		1	人工造林に関する事項
		2	天然更新に関する事項
		3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
		4	森林法第 10 条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命
			令の基準
		5	その他必要な事項
	第3	間	伐を実施すべき標準的な林齢および間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び
			育の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		1	間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法
		2	保育の作業種別の標準的な方法
		3	その他必要な事項
	第4	公	益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・8
	-,-	1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
		2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当
			該区域における森林施業の方法
		3	その他必要な事項
	第5	委	託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・10
		1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
		2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
		3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
		4	森林経営管理制度の活用に関する事項
		5	その他必要な事項
	第6	森	林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
		1	森林施業の共同化の促進に関する方針
		2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

		4	その他必要な事項
第	7	作	業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・11
		1	路網の整備に関する事項
		2	その他必要な事項
第	8	そ	の他森林整備の方法に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
		1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
		2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
		3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
		4	その他必要な事項
Ш :	森	林の	保護に関する事項
第	1	鳥	獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第	2	森	林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項・・・・・12
		1	森林病害虫の駆除又は予防の方法等
		2	鳥獣による森林被害の対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)
		3	林野火災の予防の方法
		4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
		5	その他必要な事項
IV :	森	林の	保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・13
1		保健	機能森林の区域
2		保健	機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
3	•	保健	機能森林の区域内における森林保健施設の整備
4		その	他必要な事項
٧	そ(の他	森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・・・・14
1	;	森林	経営計画の作成に関する事項
2	;	森林	整備を通じた地域振興に関する事項
3	;	森林	の総合利用の推進に関する事項
4		住民	参加による森林の整備に関する事項
5		その	他必要な事項
			横浜市内の保安林面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
[参考	<u></u>	2]	用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

この計画は、市内において森林施業を行うに際しての、森林の整備に関する基本的な事項を定めている。

1 森林整備の現状と課題

本市は神奈川県の東端に位置し、総面積は 43,778ha で、地域森林計画対象民有林面積は 1,682.65ha である。そのうちスギを主体とした人工林の面積は 305.34ha であり、人工林率は 18%で県平均の 40%よりかなり低い値である。

従来、森林は薪炭や用材を産出する木材資源としての役割が期待されていたが、ライフスタイルの変化や海外の安価な木材に押されて木材資源としての経済的な価値を失ってきている。

また、本市では山林所有者の高齢化が進んでおり、所有者だけで山林管理を担うことが困難になりつつある。この結果、森林の荒れが目立つようになり竹林も増加傾向にあり、生物の多様性が失われるなど質的な問題が目立ってきている。

森林には水源涵養機能、土砂の流失・山崩れの防止など山地災害防止機能/土壌保全機能、森林との ふれあいの場として森林レクリエーションをはじめ森林環境教育など保健文化機能、その他生物の多様 性を守る役割である生物多様性保全機能や騒音や風を防ぐなど快適環境形成機能など多面的な機能があ る。

近年では、地球規模の気候変動の原因の一つである二酸化炭素を吸収して蓄積する等、森林の役割が注目され、森林の公益的な機能の重要性はますます高まっている。また、気候変動に関しては、豪雨の増加等により自然災害が激甚化・頻発化しており、森林への被害リスクが増大しているため、これらリスクへの対応が求められている。

本市の森林面積は毎年減少しているものの、本市は大都市でありながら、身近に自然とふれあうことができる郊外の山林や、里山など豊かな自然環境を有しており、これらの自然的環境を将来に継承していくことが市民の豊かな心を醸成するとともに、市民の快適な生活環境を創造する上で重要となる。

本市では、市街地周辺の里山林や都市近郊林など、森林づくり活動の実践の場として活用を図る森林は、市民の参加を得ながら更新・保育・間伐等継続的かつ積極的な施業が求められている。

2 森林整備の基本方針

森林整備の基本的な考え方は、快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、地域の生態系や生物多様性の保全、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて、森林と人との共生を図る観点から適切な森林施業を行う。

- ①常緑広葉樹を主体とした自然性の高い天然性林等は、森林学習や学術的観点から現存する林相の保存 存又は保全を基本とする。
- ②源流域等の森林は、治水及び水源涵養の役割を果たしており、一定の流量が河川に流れることで、 水生生物の多様性を高めていることやヒートアイランド現象の緩和に貢献していることから、人工 林の複層林化を進め、涵養機能を高める。
- ③近年、とりわけ森林の生物多様性が求められていることから、これらの適正な管理を進める。
- ④市街地周辺の里山林や都市近郊林など、森林づくり活動の実践の場として活用を図る森林は、市民

の参加を得ながら更新・間伐等継続的かつ順応的な管理を基本とする。

本市の森林整備の基本的な推進方向は、全国森林計画が示す森林の区分の視点を踏まえ、「神奈川地域森林計画書」を基本として、市内の森林の全てにおいて、快適環境形成機能、保健文化機能の高度発揮を重視することとする。なお、保健文化機能とは、神奈川地域森林計画書の公益的機能別施業森林等の区域設定の「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の機能を併せ持つものである。

推進の具体的方向は、市街地及びその周辺の平地林や森林とのふれあい施設を中心とした森林では、 身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の 多様な要請に応じた森林づくりを推進していく。

特に、郊外部にある緑の 10 大拠点やまとまりのある樹林地を近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、市民の森などとして保全し、市民・事業者とともに育む森林づくりを推進する。

また、生活に潤いとゆとりを与え、自然とのふれあいの場として、継続的な育成管理が必要な都市近郊や里山等の森林については、広葉樹を中心とし、針葉樹に関しては広葉樹を含む育成複層林へ誘導していく。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

里山林の整備や環境教育・憩いの場づくり等の推進により、市民が身近な森林に触れることが出来る機会を創出し、森林に対する理解と意識啓発利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出に努める。

また、本市の制度により保全が図られている樹林地については、土地の所有者や地域の住民など、市民・事業者とともに樹林地の保全・育成・管理を促進する。あわせて、これらの樹林地においては、間伐材等の資源の有効活用を推進することで、持続可能な森林づくりを目指す。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林資源の活用、森林の多面的機能を維持・増進させるため、受益者である市民と森林所有者との交流を深め、相互の理解と協力を推進していく。一人ひとりの市民や事業者が身近な地域の森林について主体的に考え、それぞれの地域で保全・管理活動に参加できるよう、市民・事業者・行政の連携を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

441番	スギ	ヒノキ	マツ類	その他	クヌギ	その他
樹種	7.4			針葉樹	コナラ	広葉樹
本市全域	40 年	45 年	35 年	50 年	20 年	20 年

注)標準伐期齢は立木の伐採(主伐)の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森 林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	立木の伐採は原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、皆伐を行う場合は2ha以下を標準とする。
育成複層林	択伐施業を原則とし、択伐率は概ね30%以下とする。

皆伐とは、主伐のうち、択伐以外のものとする

択伐とは、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・ 帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐 採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)のものとする。

集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」 (令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により 行う。

3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

樹種名	備考
スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、その他郷土樹種	

注)上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員、市町村の林務担当部局 とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別、仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ、ヒノキ	中庸仕立て	2,500~3,500	

- 注1) 広葉樹については、樹種・地形などに応じて適切な本数を植栽する。
- 注2) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層 木以外の立木の樹幹占有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。
- 注3) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員または 市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩
	壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全
	に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	3月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造	皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年
林すべき期間	度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。ただし択伐による伐採
	に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮
	し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を越え
	ない期間とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

樹種名	備考
コナラ※、クヌギ※、ケヤキ	※萌芽による自然更新が可能な樹種
これ以外の在来種かつ高木性の樹種	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
コナラ、クヌギ、ケヤキ及び	10,000 本/ha
これ以外の在来種かつ高木性の樹種	

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表かき起し	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去
	するとともに、地表に堆積する落葉落枝を撹乱し、表土(A層)を露出
	させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈払う。サ
	サ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完
	了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽
	する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽かき	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なも
	のを摘み取る。

注) 天然更新は神奈川県基準に基づき、伐採後5年以内に更新状況を確認するほか、必要に応じて補助作業を行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈(対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物 (ササ、低木、シダ類、高茎草本等)の高さ)以上のものが ha 当たり 3,000 本以上の密度で 生育している状態であること。
- ② ①の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な成育が期待できないおそれがある場合は、適切な防除方策を実施していること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準 現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 該当なし

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基 準

造林の命令をする場合の標準的な造林の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育しうる最大の立木の本数として想定される本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育しうる最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育 第3 の基準

間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

	植栽本 数 (ha)	間伐を実施すべ 植栽本 き標準的な林齢		備		
樹種		第 1 回	第 2 回	第 3 回	標準的な方法	考
スギ	2,500~	15	22	30	①開始時期	
	3,500 本	年	年	年	樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ②間伐木率 各回とも20~30%の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。	
ヒノキ	2,500~	18	26	35	スギの①~④に準ずる。	
	3,500本	年	年	年		

標準伐期齢未満の平均的な間伐の実施時期の間隔は、スギについては7年、ヒノキについては9年 とする。 標準伐期齢以上の平均的な間伐の実施時期の間隔は、概ね13年とする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

	樹種	実施すべき標準的 な林齢及び回数					
保育の 種類					4悪がた かわ ナンナーンナ	備	
		第 1 回	第 2 回	第3回	標準的な方法	考	
下刈り	スギ ヒノキ	7 年生まで年1回 (雑草木の状態に よっては2年目、 3年目には2回刈 りを行う)		犬態に 手目、	下刈は、造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は、植栽した年から7年間に7~9回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1回の場合は7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。必要に応じてつる切りをあわせて行う。		
除伐	スギ	10 年			除伐は、下刈終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の 育に支障となる潅木類やツルを除去する。また、あわせて造林		
	ヒノキ	10 年			で成木の見込みのない不良木を除去する。		
枝打ち	スギ	9 年	13 年	17 年	枝打ちは、最下枝が出ている幹の直径が7~8cm になった時実施する。枝打ちは丁寧に幹を傷つけないよう、また、枯枝を残さ		
	ヒノキ	11 年	15 年	19 年	ないように仕上げる。		

3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
 - (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持 増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべ き森林

該当なし

- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 横浜市域の地域森林計画対象民有林の全て
- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 横浜市域の地域森林計画対象民有林の全て

イ 森林施業の方法

公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域では、択伐による複層 林施業を推進すべきものとする。

また、快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うものとする。

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
 - (1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

別表 1 公益的機能別施業森林の区域

	区分	森林の区域	
水源の涵養の機能の維	持増進を図るための森林施業を推進すべ	該当なし	
き森林			
土地に関する災害の	土地に関する災害の防止及び土壌の保	該当なし	
防止及び土壌の保全	全の機能の維持増進を図るための森林		
の機能、快適な環境	施業を推進すべき森林		
の形成の機能又は保	快適な環境の形成の機能の維持増進を	市域全域の地域森林計画対象民有林	
健文化機能の維持増	図るための森林施業を推進すべき森林	を対象とする	
進を図るための森林	保健文化機能の維持増進を図るための	市域全域の地域森林計画対象民有林	
施業を推進すべき森	森林施業を推進すべき森林	を対象とする	
林			
木材の生産機能の維持	増進を図るための森林施業を推進すべき	該当なし	
森林			

別表2

区分	施業	の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能	伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	該当なし
の維持増進を図る				
ための森林施業を				
推進すべき森林				
土地に関する災害	長伐期施業を推進す	上べき森林	該当なし	該当なし
の防止及び土壌の	複層林施業を推進	複層林施業を推進す	該当なし	該当なし
保全の機能、快適	すべき森林	べき森林(択伐によ		
な環境の形成の機		るものを除く)		
能又は保健文化機		択伐による複層林施	市域全域の地域森林	1, 682. 65
能の維持増進を図		業を推進すべき森林	計画対象民有林の全	
るための森林施業			て	
を推進すべき森林	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進		該当なし	
	すべき森林			

3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 該当なし
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 該当なし
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 該当なし
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 該当なし
- **5 その他必要な事項** 該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 該当なし
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 該当なし
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 該当なし
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

- (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項
 - ア 基幹路網に関する事項 該当なし
 - イ 細部路網の整備に関する事項 該当なし
- (3) 基幹路網の維持管理に関する事項 該当なし
- 2 その他必要な事項

該当なし

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 該当なし

- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 該当なし
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 該当なし
- 4 その他必要な事項

皿 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病害虫の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病害虫の駆除又は予防の方針及び方法

森林の病害虫による被害に対しては、可能な限り早期発見、早期対策等を図る。 対策にあたっては、被害の状況をふまえながら、市民の生活環境に配慮して行う。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣による森林被害の対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

野生鳥獣による森林の被害がある場合には、必要に応じて野生動物との共生を考慮し、その行動範囲に配慮した施設の設置に努める。

3 林野火災の予防の方法

森林火災の防止対策については、一般入山者への直接的な指導や標識・看板等の設置による山火事 予防の意識の高揚・啓発、県・市の広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした 対策を推進する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

- (1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分該当なし
- (2) その他

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 該当なし
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
 - (1) 森林保健施設の整備 該当なし
 - (2) **立木の期待平均樹高** 該当なし
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、特に次に掲げる事項を適切に計画するものとする。

- (1) 第5の2の公益的機能別施業森林の施業方法について適切に計画するものとする。
- (2) 第5の3の森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項について適切に計画するものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、市民参加の仕組みづくりを進めるものとする。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

該当なし

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

(4) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を 実施する。

横浜市内の地域森林計画の対象とする森林(地域森林計画対象民有林)

[参考-1]横浜市内の保安林面積

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、森林法第25条及び第25条の2に基づき農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です、保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

保安林の種別	内容		
床女 杯 切裡別	(法第 25 条第1項に定める区分の該当号数)	(ha)	
保健保安林	空気の浄化や騒音の緩和に役立ち、生活環境を守り、生	58. 29	
休烶休女怀	活にゆとりを提供します。(第 10 号)		
風致保安林	名所や旧跡、良好な景観などを保存します。(第11号)	2. 17	
土砂崩壊防備	雨などによる表土の侵食を抑え、土砂の流出、崩壊など	0.49	
保安林	を防ぎます。(第3号)		
Δ ∌ Ι.	*保健保安林とその他の保安林の兼種(重複)があるた	60. 95	
合計	め、合計値は一致しない。		

[参考-2]用語の解説

ーアー

育成単層林

森林を構成する材木の一定のまとまりを一度全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)が行われている森林をいう。

育成複層林

森林を構成する材木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数樹冠層を構成する森林(施業の関係上一時的に単層となる森林を含む)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)が行われている森林をいう。

育林

地拵え、植林、下刈り、つる切り、枝打ち、除伐、間伐等の人工林の手入れ作業のほか、天然林の手入れ作業及び林地の施肥、病害虫防除作業、防火線設置作業等をいう。

枝打ち

節のない良材等をつくるために、計画的に一部の下枝を切り取ることをいう。

ーカー

快適環境形成機能

神奈川地域森林計画書の「公益的機能別施業森林等の区域の設定 基準」に定める、市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位 置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が 高い森林のこと。

間伐

主として優良木の成長を阻害する樹木等を間引き、生産目的に合った木材を生産するため樹木の密度を調整することをいう。

更新

伐期に達した成熟林分などを伐採し、あるいは生産性の高い人工林 に切り替えるために、林分を伐採して後継林分を仕立てることをい い、更新には、人工更新と天然更新とがある。 公有林

次の森林をいう。

1 県有林 県の所有、保有する森林

2 市町村林 市町村及び市町村が組織する組合(地方自治法

第284条以下)が保有する森林

3 財産区有林 財産区(地方自治法第294条以下)が保有する

森林

国有林

森林法第2条第3項により規定される国が所有、保有する森林をいう。

ーサー

下刈り

造林木の生育を妨げる雑草木を刈り払うことをいう。

市民の森

昭和 46 年度からスタートした横浜独自の緑を保存する制度で、緑を守り育てるとともに、山林所有者の方々の協力により、市民の憩いの場として利用していただいている。令和4年4月現在、47 カ所約 553ha が指定されている。

私有林

民有林のうち、公有林以外の森林をいう。

主伐

利用できる時期に達した立木を伐採することで、間伐と異なり次の世代の樹木の育成を伴う伐採及び材木育成以外の用途に供するために行う伐採をいう。

人工更新

伐期に達した成熟林分や被害林分などを伐採し、伐採跡地に植栽 または種子をまきつけて林分を仕立てることをいう。

人工造林

苗木の植栽、種子のまきつけ、挿し木等、人為的な方法により森 林を造成することをいう。地拵え、植栽などの作業を行う。

人工林

人工造林によって造成された森林をいう。

森林

森林法第2条により次のものをいう。ただし、主として農地または住宅地もしくは、これに準ずる土地として使用される土地及びこ

れらの上にある立木竹を除く。

- 1 木竹が集団して生育している土地およびその土地の上にある 立木竹
- 2 1の土地のほか、木竹の集団的な生育に供される土地

森林計画

森林法(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)に基づき森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的として、森林の造成、伐採、林道、保安林の整備及び森林施業の合理化等の必要事項を定めた計画である。

森林計画には、農林水産大臣が全国の森林についてたてる全国森林計画、都道府県知事が民有林についてたてる地域森林計画、森林管理局(分局)長が国有林(林野庁所管)についてたてる国有林の地域別の森林計画等がある。

森林計画区

地域森林計画は、「森林計画区」ごとに立てられるが、農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聞き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められている。神奈川県は、「神奈川森林計画区」のみである。

生物多様性

保全機能

神奈川地域森林計画書の「公益的機能別施業森林等の区域の設定基準」に定める、原生的な森林生態系、稀少な生物が生育・生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林のこと。

造林

人工更新又は天然更新によって林分を仕立てることをいう。

ーター

立木地

人工林、天然林をいう。

地域森林計画対象

民有林

森林法第5条により、地域森林計画の対象とする民有林をいう。

竹林

竹の純林だけを竹林とし、樹林中に混生している場合は立木地に 含める。 天然更新

主として天然の力によって、次の世代の樹木を発生させ林分を仕立てることをいい、萌芽更新、天然下種更新及び竹林の地下茎更新がある。

天然林

主として天然の力によって発芽、成立した森林をいう。天然林の 手入れ及び補足的に植栽する等、一部に人為を加えたものも含まれ る。

天然生林

災害や伐採などにより消失した後、ほとんど人の手が加わらずに自 然に再生した森林のこと。

特別緑地保全地区

市内の良好な自然環境を有する緑を保全し、快適で住み良い街づくりを目指して、都市緑地法に基づき指定するものである。令和4年2月現在、173地区約523.8haが指定されている。

ーハー

伐採跡地

伐採後の経過期間が2年以内で、まだ更新していない土地をい う。

複層林

• 複層林施業

複層林とは、人工更新により造成され、樹齢、樹高の異なる樹木により構成された森林のこと。

複層林施業とは、原則として人工更新により造成した森林において、森林の構成する材木を部分的に伐採し、人工更新により複数の 樹冠層を有する森林を造成する施業をいう。

ふれあいの樹林

市街地の小規模な緑地を保全・育成しながら、市民にふれあいの場を提供する制度で、昭和 63 年からスタートした。山林所有者の好意により、「ふれあいの樹林」として、14 か所約 19.2ha が指定されている。

文化機能

神奈川地域森林計画書の「公益的機能別施業森林等の区域の設定 基準」に定める、史跡、名勝地等の森林や、これらと一体となり優 れた自然景観等を形成する森林のこと。 保健機能森林

湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存在する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつその森林の施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林のこと。

保健・レクリエー ション機能 神奈川地域森林計画書の「公益的機能別施業森林等の区域の設定 基準」に定める、観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する 森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保 健・教育的利用等に適した森林のこと。

萌芽更新

樹木の大部分又は一部分を伐採利用し、残りの根株部分から発芽 (萌芽)させて、これを育てることによって林分を仕立てることを いう。

補植

植栽後に枯損木が生じた場合、枯損跡に植え付けを行うことをいう。

ーマー

緑の 10 大拠点

横浜市の郊外部に広がるまとまりのある緑地の7つの拠点と、河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の3つの拠点を合わせて「緑の10大拠点」という。

郊外部に広がるまとまりのある緑地の拠点は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度の指定、公園整備、農地の活用を図り、こどもの国周辺、三保・新治、川井・矢指・上瀬谷、大池・今井・名瀬、舞岡・野庭、円海山周辺、小柴・富岡の7つの拠点がある。

河川沿いのまとまりのある農地・樹林地は、斜面緑地・農の景観など横浜らしい水・緑環境を有する地区として樹林地・農地の保全施策により守り、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺、上飯田・和泉・中田周辺、下和泉・東俣野、深谷周辺地区の3つの拠点がある。

民有林

国有林以外の森林をいう。公有林と私有林に分かれる。

ーラー

緑地保存地区

市街地の緑地を土地所有者の協力で指定し、緑地として保存することにより、良好な都市環境の形成及び健康で文化的な都市環境の確保を図るものである。令和4年4月現在、約 205ha が指定されている。

林家

林業経営体のうち、所有山林または保有山林が 0.1ha 以上の世帯 をいう。世帯員のうち、何人かに名義が分かれていても、世帯にまとめて 0.1ha 以上あれば林家である。

林種

森林を成立状態により区分したものであり、林地を立木地と無立 木地に分け、立木地は人工林、天然林に、無立木地は伐採跡地、未 立木地などに区分する。

林相

林を構成する姿をいい、一般には針葉樹、広葉樹、針・広混交林 に区分する。

林分

林種、林相がほぼ一様で、森林の取扱いの単位となる樹木の集団 及びそれが生えている林地を合わせたものをいう。

林齢

森林の年齢。人工林では、植栽した年を1年生とし、以下2年 生、3年生・・・と数える。